

令和2年11月19日開会
令和2年11月19日閉会

令和2年11月鳥取県西部広域 行政管理組合議会定例会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

令和 2 年 1 1 月 鳥 取 県 西 部 広 域 行 政 管 理 組 合 議 会 定 例 会 会 議 録

~~~~~

## 議 事 日 程

令和 2 年 1 1 月 1 9 日 午後 1 時開議

第 1 議席の指定

第 2 議長の選挙

第 3 会議録署名議員の指名

第 4 会期の決定

第 5 議案第 1 1 号 鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の特殊勤務  
手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 2 号 鳥取県西部広域行政管理組合浄化場条例の一部を改正  
する条例の制定について

議案第 1 3 号 鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場の指定管理者の  
指定について

議案第 1 4 号 令和元年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決  
算認定について

第 6 組合事務一般に対する質問

第 7 議案第 1 1 号～議案第 1 4 号（質疑・委員会付託・採決）

~~~~~

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 ～第 7

日程追加 閉会中の継続審査について

~~~~~

出席議員（１６人）

|      |     |     |      |     |     |      |     |     |
|------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|
| 1 番  | 今 城 | 雅 子 | 2 番  | 国 頭 | 靖   | 3 番  | 石 橋 | 佳 枝 |
| 4 番  | 戸 田 | 隆 次 | 5 番  | 三 嶋 | 秀 文 | 6 番  | 中 田 | 利 幸 |
| 7 番  | 岩 崎 | 康 朗 | 8 番  | 森 岡 | 俊 夫 | 9 番  | 足 田 | 法 行 |
| 10 番 | 井 藤 | 稔   | 11 番 | 杉 谷 | 洋 一 | 12 番 | 景 山 | 浩   |
| 13 番 | 幸 本 | 元   | 14 番 | 山 本 | 芳 昭 | 15 番 | 小 谷 | 博 徳 |
| 16 番 | 上 原 | 二 郎 |      |     |     |      |     |     |

~~~~~

欠席議員（ 0 人）

~~~~~

説明のため出席した者

|            |        |     |     |           |      |           |
|------------|--------|-----|-----|-----------|------|-----------|
| 管理者        | 米子市長   | 伊 木 | 隆 司 | 副管理者      | 境港市長 | 伊 達 憲 太 郎 |
| 副管理者       | 日吉津村長  | 中 田 | 達 彦 | 〃         | 大山町長 | 竹 口 大 紀   |
| 〃          | 日野町長   | 塚 田 | 淳 一 | 〃         | 江府町長 | 白 石 祐 治   |
| 〃          | 米子市副市長 | 伊 澤 | 勇 人 |           |      |           |
| 事務局長       |        | 三 上 | 洋   | 消防局長      |      | 藤 山 史 郎   |
| 消防局次長兼総務課長 |        | 赤 川 | 紀 夫 | 事務局総務課長   |      | 生 田 公 志   |
| 事務局施設工事課長  |        | 本 池 | 将   | 事務局環境資源課長 |      | 安 野 武 男   |
| 消防局予防課長    |        | 安 達 | 憲 吾 | 消防局警防課長   |      | 多 田 儒 司   |

|           |       |                  |       |
|-----------|-------|------------------|-------|
| 消防局指令課長   | 細田 恵誠 | ごみ処理広域化推進<br>室長  | 遠藤 史章 |
| 事務局総務課長補佐 | 伏野 哲彦 | 事務局総務課担当課長<br>補佐 | 堀口 晴美 |

~~~~~

事務局の職員

書記長	針田 智子	書記	堀尾 周作
-----	-------	----	-------

~~~~~

## 午後１時００分 開 会

**○副議長**（森岡俊夫） これより、令和２年１１月鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。なお、本日の会議におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、皆様にはマスクの着用をお願いしているところですが、演壇及び自席からの発言につきましては、マスクの着用は不要といたします。

~~~~~

諸 般 の 報 告

○副議長（森岡俊夫） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。地方自治法第２９２条において準用する同法第１２１条の規定により、本日の会議に説明のため出席を求めた者の職氏名は、お手元の報告書のとおりでありますので、御了承願います。次に、監査委員から報告がありました例月出納検査の結果につきましては、お手元にその写しを配布しておりますので、御了承願います。次に、議会閉会中に、米子市議会選出 渡辺議員から議員の辞職願が提出されましたので、地方自治法第２９２条において準用する同法第１２６条の規定により、これを許可いたしましたことを御報告いたします。また、議会閉会中に、南部町議会選出 秦議員は任期満了となられましたので、御報告いたします。この際、新しく本組合議会議員となられました議員を御紹介いたします。米子市議会選出 岩崎議員、南部町議会選出 景山議員、以上のとおりであります。それでは、岩崎議員から自席において御挨拶をお願いいたします。

○**岩崎議員** ただいま御紹介いただきました、米子市議会の岩崎でございます。何分不慣れなことが多くございますけれども、一生懸命勉強して頑張ってまいりたいと思います。どうか、皆様の御指導御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

○**副議長**（森岡俊夫） 次に、景山議員、自席において御挨拶をお願いいたします。

○**景山議員** 南部町議会の景山でございます。私どもの議会を代表いたしまして、職責をしっかりと果たさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○**副議長**（森岡俊夫） 次に、議会閉会中に、境港市議会選出 足田議員から、ごみ処理施設等調査特別委員会委員の辞任願が提出されましたので、組合議会委員会条例第12条の規定により、これを許可いたしましたことを御報告いたします。なお、後任の委員につきましては、組合議会委員会条例第5条第2項の規定により、8番 森岡俊夫を選任いたしましたので、御報告いたします。次に、議会閉会中に任期満了となりました総務消防常任委員会、民生環境常任委員会及び議会運営委員会の後任の委員につきましては、組合議会委員会条例第5条第2項の規定により、お手元に配付しております委員選任名簿に記載のとおり、副議長において指名し、選任を行いましたので御報告いたします。次に、議会閉会中に欠員が生じましたごみ処理施設等調査特別委員会の後任の委員として、組合議会委員会条例第5条第2項の規定により景山議員を、同じく予算審査特別委員会の後任の委員として、組合議会委員会条例第5条第2項の規定により岩崎議員、景山議員をそれぞれ副議長において指名し、選任いたしましたので御報告いたします。また、過日、議会閉会中に開催されました議会運営委員会におきまして、正副委員長の間選が行われました結果、委員長に今城議員、副委員長に杉谷議員が決定した旨の届出がありましたので御報告いたします。次に、新たに本組合副管理者となられました方を御紹介いたします。御就任順に、伊達副管理者、白石副管理者、陶山副管理者、以上のとおりです。それでは、伊達副管理者から自席において御挨拶をお願いいたします。

○**伊達副管理者** 皆さん、こんにちは。新たに副管理者となりました、境港市長の伊達です。しっかりと西部広域行政取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

○**副議長**（森岡俊夫） 次に、白石副管理者、自席において御挨拶をお願いいたします。

○**白石副管理者** 皆さん、こんにちは。江府町長の白石でございます。引き続きまして頑張りますので、よろしくお願いいたします。

○**副議長**（森岡俊夫） なお、本日の議事日程は、お手元に配布しております日程書のとおり行いたいと思います。

~~~~~

## 第1 議席の指定

○**副議長**（森岡俊夫） それでは、日程第1、議席の指定を行います。先ほど御紹介い

たしました新議員の議席は、組合議会会議規則第3条第1項の規定により、7番に岩崎議員を、12番に景山議員を指定いたします。

~~~~~

第2 議長の選挙

○副議長（森岡俊夫） 次に、日程第2、議長の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○副議長（森岡俊夫） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、副議長において指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○副議長（森岡俊夫） 御異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。鳥取県西部広域行政管理組合議会議長に、岩崎議員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま指名いたしました岩崎議員を、鳥取県西部広域行政管理組合議会議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○副議長（森岡俊夫） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました岩崎議員が議長に当選されました。ただいま議長に当選されました岩崎議員が議場におられますので、本席から、組合議会会議規則第55条において例とする、米子市議会会議規則第32条第2項の規定により当選告知をいたします。これより、議長に当選されました岩崎議員の御挨拶がございます。

○議長（岩崎康朗） ただいま、御選任を賜りました米子市議会の岩崎と申します。本当に、この西部広域行政管理組合議会の課題は大変多く、本当に重い課題が山積していることを認識しております。もとより浅学菲才な私でございますけれども、一生懸命、誠心誠意頑張って職務を全うしたいと思います。皆様方の御指導御鞭撻のほどよろしくお願いを申し上げまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（森岡俊夫） それでは岩崎議長、議長席をお願いいたします。

~~~~~

## 第3 会議録署名議員の指名

**○議長**（岩崎康朗） それでは、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、組合議会会議規則第54条の規定により、6番 中田議員、及び11番 杉

谷議員を指名いたします。

~~~~~

第4 会 期 の 決 定

○議長（岩崎康朗） 次に、日程第4、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○議長（岩崎康朗） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

~~~~~

#### 第5 議案第11号～議案第14号

○議長（岩崎康朗） 次に、日程第5、議案第11号から第14号までの4件を一括して議題といたします。提案理由の説明を求めます。伊木管理者。

○伊木管理者 議長。

○議長（岩崎康朗） 伊木管理者。

○伊木管理者 ただいま御上程をいただきました議案第11号から議案第14号までの4議案につきまして、御説明を申し上げます。初めに、議案第11号、鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、新型コロナウイルスの感染の危険を伴う消防業務に従事する職員に対する特殊勤務手当について、所要の規定を求めるものでございます。次に、議案第12号、鳥取県西部広域行政管理組合浄化場条例の一部を改正する条例の制定については、し尿処理施設を米子浄化場に統合したことに伴い、白浜浄化場を廃止するものでございます。次に、議案第13号、鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場の指定管理者の指定については、お手元の議案書のとおり指定するものでございます。次に、議案第14号、令和元年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定については、監査委員の審査を経ましたので、その意見を付し、認定をお願いするものでございます。なお、詳細につきましては、決算書及び決算説明書を御参照いただき、口頭による説明は省略させていただきます。以上、各議案につきまして御説明を申し上げました。御審議をよろしくお願いいたします。

~~~~~

第6 組合事務一般に対する質問

○議長（岩崎康朗） 次に、日程第6、組合事務一般に対する質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許します。初めに、戸田議員。

○戸田議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 戸田議員。

○戸田議員 米子市選出の戸田でございます。よろしくお願いいたします。本定例会に当りまして、大要3点質問してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。まず初めに、鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理構想。基本構想、私もずっと見ました。その中で、ある程度出来上がっておるわけですが、その基本となる対象区域がまだ限定されておられません。対象区域が限定なされねば、やはり次の鳥取県西部広域行政管理組合の根幹となる共同処理事務にならないと私は理解しております。今後、この共同処理事務対応について、どのようなスケジュール感でおられますか。その辺を伺っておきたいと思います。

○三上事務局長 議長。

○議長（岩崎康朗） 三上事務局長。

○三上事務局長 組合規約の改正についてのお尋ねでございます。まず、対象区域、広域処理実施市町村についてでございますけども、本年3月に、一般廃棄物処理施設整備基本構想案が概成をいたしましたことから、本年10月末をめどに、改めてごみの広域処理実施に係る組合構成市町村の参画の意向を確認し、このたび全ての市町村から参画の回答を得たところでございます。その結果を受けまして、鳥取県と組合規約の改正内容について事前協議を行いまして、不燃物処理施設の設置及び管理運営について、境港市を含めた規約に変更する改正を行うよう回答を得たところでございます。規約改正の手続きにつきましては、構成市町村の12月議会におきまして、組合規約を改正する協議についての議案を議決いただいた後に、鳥取県知事の許可を申請することとしているところでございます。

○戸田議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 戸田議員。

○戸田議員 鳥取県の知事の許可を経ようとする事務手続きをこれからしていくんだということなんですが、共同処理事務というのは、いわゆる西部広域の根幹であって、その共同処理事務に移管しないと各町村の事務ができないというのを、私も理解しておるところなんですが。他方、そのスケジュール感を進捗させて、深化をさせていくと私は理解しとったんですが。一方、今のメディアではやはりそういう共同処理事務の対応が早いのではないかと、というような御意見があったというふうに私は伺っておるんですけど、その辺の対応方はどのようになっていますか。その辺を伺っておきたいと思いますが。

○三上事務局長 議長。

○議長（岩崎康朗） 三上事務局長。

○三上事務局長 メディア報道がございました、要請といいますか、枠組みについての経緯について御説明をさせていただきたいと思います。まず、本年の9月9日でございますけれども、日本共産党鳥取県西部地区委員会及び日本共産党西部地域各議員団から、西部広域ごみ処理計画基本構想案の見直しについて申し入れがございました。10月末の市町村の実施可否の決定を求めることは拙速であると。直ちに手続きをストップするように要請を受けた内容でございます。これに対しまして、本組合は10月13日付で西部圏域のごみ処理広域化施策については、平成13年度にごみ処理広域化基本計画が策定され、また、平成16年度には全市町村議会の議決を経て、次期ごみ焼却施設の設置及び管理運営の事務が本組合の共同処理事務とされたものであること。次期広域処理については、組合議会において御審議をいただきながら、検討作業を進めているところであること。このたびの基本構想の策定作業は、全市町村が参加をいただきまして、平成30年度から行ってきたものであり、基本構想案がまとまったことから、改めて市町村の意向を確認するものであること。などの回答を行ったものでございます。本組合といたしましては、このように十分に時間をかけて議論を重ねてきたものでございますので、拙速ではないというふうに考えておるところでございます。

○戸田議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 戸田議員。

○戸田議員 この構想並びに次のステップである一般廃棄物処理基本計画実施計画とのスケジュール感を考えれば、私は、今答弁があったように、拙速ではない。逆に言えば、スケジュール感で言えば、遅いというふうに私は認識しております。後ほど触れますけれども、基本構想ができて即座に一般廃棄物処理基本計画等に移行しないと、この事務はなかなか深化できない。なぜかといいますと、それにはやはり処理対象区域の人口、ごみの排出量が、一番実施計画の根幹である。そういうふうな考え方があって、私はそういうメディアから側聞したわけですが。やはり今そういうふうな、早いというような認識を私には持ち合わせておらない。逆に言えば、もっとスピード感を持って今の事務を、進捗化を図っていくのが必要であろうというふうに私は思っております。そういうような中で、いろんな議論はあるんですけれども、やはり正副管理者会なり清掃担当課長会の中で、やはりそういうような一方の意見もある。他方の意見もあるんですけれども、やはりそういうふうなところを十分に検討をされておられるか、その辺のところの内容をひとつ伺っておきたいと思います。

○三上事務局長 議長。

○議長（岩崎康朗） 三上事務局長。

○三上事務局長 構成市町村との、現在の協議内容についてでございますけれども、基本構想を作成するために、平成30年4月に全構成市町村から成る、鳥取県西部のごみ処理のあり方検討会を設置をいたしまして、協議を行うとともに正副管理者会議また副市町村長会議において情報の共有を図りながら、現在、策定作業を進めております。その

結果、先ほども申し上げましたように、本年３月に基本構想案が概成いたしましたことから、先ほど御答弁させていただきましたとおり、この１０月末に意向確認を行い、９市町村が一丸となって施設整備に向かうことを確認したところでございます。また、今後の建設事務、来年度からスタートする予定ですが、これに備えまして、大規模投資的事業実施財源積立基金の設置に向けた協議など、現在は行っているところでございます。

○戸田議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 戸田議員。

○戸田議員 まあ、そのスケジュールの説明を受けたんですけど、この基本構想なり、その他の内容を見ますと、令和１４年の４月にはそれぞれの３つの施設の供用を開始するという目標を掲げておられるんですね。リサイクルプラザ、いわゆる不燃ごみ処理場、可燃ごみ処理場、最終処分場。今、令和２年。あと１１年間しかありません。そういうふうな中で、市民の意見としては、早いじゃないかという意見もあるんですけど、私は逆に言えば、令和１４年の４月を目標とすれば今遅れておるのではないかなあというふうに、自身は思っております。私の経験則で言えば、リサイクルプラザは約１０年間かかっております。それで、今の最終処分場は約８年間、９年間。米子市のクリーンセンターも約１０年間かかっておる。そういうような、いわゆる期間を要しておるわけですが、なかなかこの廃棄物処理施設の建設というのは難しい。そのところを議会も当局も軌を一にして、共有をしていかなければならない大きな問題だと私は思っております。そういう中で、やはり今、理路整然と説明されたんですけども、やはりきちっとポイントを押さえながら事務を進めていきたい。これは本来の在り方だと私は思っております。この当局の考え方は、十分に私は支援をしていきたいというふうに思うんですが、そうした中で、やはり廃棄物処理施設の一番のネックっていいですか、問題は用地の確保。それともう一つは、住民合意形成が必要不可欠であります。で、住民合意形成についてはなかなか難しく、これは私たちも苦労したんですけども、そういうふうなことを考えれば、やはり今のスタッフが、準備室ができておりますけれども、そういうふうな対応をするようなスタッフを整えながら、用地の確保に向けて今後の事務対応を司っていく必要があると私は思っております。その辺のところはどうでしょうか。

○伊澤副管理者 議長。

○議長（岩崎康朗） 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 次期の一般廃棄物処理施設の建設に向けました推進体制のお尋ねであります。今、議員からお話があったとおり、非常に西部広域にとって大きなプロジェクトでもありますし、かつ住民の皆さんの安全安心を守るインフラ施設として、これは極めて大きな事業だというふうに認識しております。事業の進捗状況については、先ほど来、事務局長のほうからお答えしたとおりであります。いよいよ、この具体的な事務に着手する段階が来ているというふうに認識しております。これを円滑かつ予定どおり

進めるために、しっかりと推進体制が必要だという御指摘は、我々もそのとおりだと、このように考えております。現在、来年度令和３年度に向けまして、現行の組織体制、現在は環境資源課の中にごみ広域化推進室という室を設けておりますが、これを格上げ、あるいは増員するということを現在、内部で検討中であります。なお、検討結果につきましては、整いましたら、改めて議会のほうに報告させていただきたいと、このように考えております。以上です。

○戸田議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 戸田議員。

○戸田議員 先ほども言いましたように、廃棄物処理施設というのはなかなか建設できない。ましてや建設費というのは巨費を投じます。約３００億円ぐらい要するんじゃないかなあと、私自身は解しておるんですけども。やはりそういうふうな中で、スタッフもそろわない中で、そういう財政的な面と、施設の面と、用地の面と、３点要素があります。その３点の要素をきちっと確実に事務を進めるということはなかなか難しいと思います。先ほど副管理者から答弁がありましたように、早急に事務体制を整えられて、早くこの廃棄物処理施設の建設事務についてはきちっとスタートを切るべきだと私は理解しております。その中で、今の用地の問題でございますが、今リサイクルプラザの用地も西部広域の所有でございます。エコスラグセンターの用地も西部広域が所有しております。これは伯耆町でお世話になっておるんですけども。やはり私は、自前の用地をいかに活用していくのかが、これからポイントだろうというように思っております。もう一つは、伯耆町の今の立地条件は素晴らしいところです。もう一つ、交通の利便性が高い。で、一極集中を狙っていくと、交通の利便性をどうしても追求していかなければなりません。そういうふうなことから総合的に考えれば、今の用地を有効活用を図っていくことが必要ではないかというふうに私は解しておりますが、いかがでしょうか。

○伊澤副管理者 議長。

○議長（岩崎康朗） 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 私のほうからお答えをさせていただきます。用地の選定についてのお尋ねであります。これも先ほどお答えしたとおり、あるいは既に御案内のとおりであります。現在、基本構想案についてお示しをし、全ての圏域市町村の参画、九つの市町村が一つの施設で一緒にやっということの確認ができた段階であります。これを基に、最終的に基本構想をこれから確定に向けて最終のとりまとめを行っていきたいと、このように考えております。したがって、用地の選定等につきましては、その後というふうに考えております。戸田議員に御指摘いただいたとおり大きな事業でありますし、できるだけ円滑に進めるという意味で用地選定は非常に重要な要素にはなりますが、現時点でまだこの用地の具体的な選定作業を行っているわけではございませんので、用地のことについてお答えする段階でないというふうに考えます。御提案のあった内容については、具体的な用地選定の中で必要があれば伯耆町さんと御相談する内容

かなと、このように考えております。以上です。

○戸田議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 戸田議員。

○戸田議員 今日、副管理者であります伯耆町の森安町長さんと、ちょっと私、議論したかったんですが、こういう御意見があったということは、今日、代理の副町長さんが出ておられますので、持ち帰って今の報告をしていただければというふうに思います。今、副管理者とちょっと私、議論があるんですけども、今のリサイクルプラザの用地を取得する場合には、当時の岸本町長であった野口町長さん、エコスラグセンターについては、当時の河合岸本町長さんにお世話になりました。強いリーダーシップを発揮していただいて、用地をある程度まとめていただきました。それは当時の西部広域の事務体系の中では、迷惑処理施設を分散型にしようということの、ある程度了解事項で進んだ内容です。浄化場は白浜、淀江町。もう一つは、火葬場は米子市。で、もう一つ浄化場は、米子市の安倍浄化場。それで、最終処分場は淀江に。もう一つは、じゃあ立地的にどうするかというふうな議論があって、西部圏域の中で交通の利便性を追求しながら、ある程度立地条件が整うというのであれば、ある程度岸本町が一番便利だろうというような観点から推し進めていただいたというような、私は理解しております。そういうふうな私は今日、経験則を申し述べさせていただきますのは、やはり各市町村長さんも、この廃棄物処理施設は大きな事業ですので、そういうふうな観点を持ち合わせていただいて、やはり協働的に、米子市長ばかりではなくて、いろんな意見を培わせながら、やはり皆さんと共に共有していかないと私は成就できないと思っておるんです。そういうふうな観点を持っておりますので、ひとつ、立場は違うかもしれませんが、副管理者のほうにこういう御意見もあったということを申し述べていただければ幸いかというふうに思います。廃棄物処理施設は本当に全く大変です。なかなか難しい。そういう中で、先ほども述べましたけれども、各市町村長さんの協力も私は不可欠だと思うんです。担当課長会議の中で、そういうふうな各構成市町村に土地の提供なりについては、アプローチされておられますか。その辺の様態をまず伺っておきたいと思います。

○伊澤副管理者 議長。

○議長（岩崎康朗） 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 これまでの具体的な検討作業は、私が座長を務めておりますあり方検討委員会で進めてまいりました。先ほども御答弁申し上げたとおり、平成30年から続けてきたわけであります。この中で、先ほども議員のお話がありましたとおり、基本となる人口推計、あるいは様々な環境変化も前提としたごみの将来推計。そして、それにふさわしい施設規模といったことは議論させていただいております。いよいよそれで具体的な建設に進むとなると、場所、立地の問題が出てくるわけでありますが、この立地の問題についてですね、規模等が決まらない段階から先行して議論するということは適当ではありませんので、具体的な議論は先ほど御答弁したとおり、しておりません。こ

れからしっかりやらせていただきたいと考えております。以上です。

○戸田議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 戸田議員。

○戸田議員 私は、副管理者とちょっと異を唱えるんですけど。やはり私は、同時並行をして機種選定。人口の排出量、ごみの排出量で機種が決まっていくんで。いわゆる可燃ごみ処理施設では直接熔融炉なり、多段炉なりストーカー炉、いろんな物が出てくるでしょう。これは今の処理能力が100トンなのか、150トンなのか。これは人口推計とごみの排出量で確定します。不燃ごみ処理施設についても、前処理機を入れて回転式破砕機。これは恐らく変わってこないだろうと思うんですけど、これもごみの排出量によって、いわゆる処理トン数というのは変わってくるでしょう。しかしながら用地というのはほとんど変わってこない。大きな、1万5,000平米が2万平米というような中身であろうというふうに思うんですけど。なので、そういうふうな用地も並行しながら進めていかないと、この廃棄物処理施設はなかなか建設立地できないと私は理解するんです。だから、そういうところを強く申し述べさせていただいておるんですけども。やはり私が一番心配しますのは、用地ができなくて、ある程度機種も選定に入ったというになれば、大きな隔たりが出てくる。ある程度用地を温めながら進めていかないと、私は無理だろうというふうに思っております。それで、廃棄物処理施設は毎日ごみが出てきます。で、これが建設立地できなければ、西部広域の責は大きいと思うんです。私たちは苦勞しました。もう一つは、廃棄物処理行政が成り立たないという大きな岐路に立つわけでございますね。だから、そういうふうなことがないようなことを鑑みれば、やはり用地を取得して、用地を選定をしながら機種の選定にも入って、方式の選定にも入っていくというのが一つの考え方だというふうに思いますので、何とぞその辺のいわゆる用地の選定、住民の合意形成、もう一つは一般廃棄物処理基本計画も入って、まずその方式なりをある程度進めていくという流れを早急に構築していただきたいというふうに思います。次に移りたいと思います。消防車両の事故について、これは各議員さんにも情報通知があったというふうに私も思っております。消防車両の事故については報告があったんですが、改めてその内容について伺っておきたいと思います。

○藤山消防局長 議長。

○議長（岩崎康朗） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 消防局長の藤山でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。議員お尋ねの、消防ポンプ車の交通事故の状況についてのお尋ねでございます。事故が発生いたしましたのが、令和2年8月10日月曜日、正午頃でございます。場所が、西伯郡南部町大木屋地内の国道180号線上でございまして、米子方面へ走行中の南部出張所の消防ポンプ車と、日南町方面へ走行中の普通乗用車が事故を起こしました。普通乗用車が反対車線にはみ出し、正面衝突をしたものでございました。双方の車両は前面部の損傷が激しく、走行不能の状態となったものでございます。本事故により、普通乗

用車の運転手、消防ポンプ車の運転手及び助手席の乗員、この3名が負傷したものでございます。

○戸田議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 戸田議員。

○戸田議員 内容伺いました。で、走行が不能になったと。今、常任委員会に上って、資料が出てくるんですけど、約1, 200万円ぐらいの損傷があったというふうに、私は伺ったんですが。ただ、その中で、消防力は、常々こう言っておるわけです。消防力の堅持。もう一つは資機材の確保。そういう中で、消防ポンプが1台走行不能になったと。そういうふうなことから鑑みれば、大規模火災、また触れますけれども、そういうふうな体制が十分に賄えておられたのか。その辺のところの対応方はどのようにしておられるのか、その辺を伺っておきたい。

○藤山消防局長 議長。

○議長（岩崎康朗） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 本事故後の消防体制と対応についてのお尋ねでございます。事故車両は、南部出張所に配備している先発用の消防ポンプ車でありました。当局の災害対応消防ポンプ車は、現在、先発用が14台。そして後発用の出場、そして車検や点検、突発の事故などにより対応するための非常用の消防ポンプ車を4台常備しております。この非常用消防ポンプ車4台のうち1台を先発用に補填いたしまして、災害対応を現在行っているところでございます。

○戸田議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 戸田議員。

○戸田議員 非常用のポンプ車も今充当させておるということなんですが。私もそういう時期があったんですけども。しかしながら、そういう中でなかなか消防力の堅持が衰退していくんだという懸念も生じてくる。で、予備車がなくなる。そうなればどうするか。新車購入も一つの考え方であつただろうし、もう一つは、保険屋さんと早急に対応して修繕を行うんだというようなこともされたんだろうかなと私思うんですよ。その辺のところで、保険屋さんと十分に検討されたかどうかなのか。私たちは修繕工場まで出向いて、状況を把握して、で、新車を購入するかどうかというような検討を内部で十分にした経過がある。で、必ず資機材のいわゆる整備、常備消防力の堅持というのはもう前面に出てきます。そういうような観点からいけば、初動対応がどうだったのか。その辺をまず伺っておきたい。

○藤山消防局長 議長。

○議長（岩崎康朗） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 事故車の早期復旧に向けた事故後の対応、検討状況についてのお尋ねでございます。事故直後の対応については消防局長、そして消防局の次課長会議で共有し、総務課長を中心といたしまして常に対応に当たっているところでございます。事故車

の補填につきましては、事故直後、先ほど申し上げましたように非常用ポンプ車を配置するとともに、これら車両変更に伴う消防ポンプ車の資機材の取り扱いの訓練の徹底を当該出張所に下命し、災害活動に不備無きよう取り組んでまいったところでございます。事故車の修繕または新車購入等については、現地調査により、修理可能という回答を頂きましたことから修理対応とすることとしまして、保険会社と常に連絡を取り、兵庫県の三田市の修理工場に職員を派遣しまして、早期の修繕を強く要望したところでございます。

○戸田議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 戸田議員。

○戸田議員 私が申し上げたいのは、事故が起きたのは、そういうような不可抗力であったかもしれない。しかしながら、そのいわゆる補充ですね。補充体制が十分に局内で共有されておったかをもう1点。もう1点は、やはりそういうふうな大災害が起きたときに、ポンプ車が欠落しとったから今の大災害に対応できなかったというのではいけませんよ。それには、今、相互支援協定を結んでおられるわけですから、それを効果を発動させて、職員にもそういうふうな相互支援協定を結んだ上で、今の西部圏域24万人の方々の安心安全を確保していくんだというような共有をして士気を高めるというのは一つのあり方だと私は思うんですよ。漏れ聞くには、事故があった、対応がなかなかしてない。で、行ったんですか。修理工場に行ったんですか。いや、分からない。いや、そうでなくて、そういうふうな対応をどんどん進めていって、消防職員にもそういうふうな安心感を持たせるような、いわゆる環境づくりは消防局長自ら果たすべきだと私は思っているんですよ。そういうところが欠落しておってはないかと、私自身は思っているんです。そういうことがないように、やはり今の1台でも欠けたら大変だということは皆さん認識しておるわけですから。それにはどういうふうな補充をしていったらいいのかというのは、十分に皆さん方が英知を結集してやっていくべきだと私は思っているんです。そのような対応をこれからも十分にしていいただければというふうに思います。次に移ります。うなばら荘のサウンディング型調査について。これも常任委員会で説明があるようですけれども、ひとつ私の観点で質問をしてまいりたいというふうに思います。なかなかこれも情報不足であって、なかなか理解しがたい部分があるんですが。サウンディング型市場調査とは、ここに題目で書いてあるんですね。民間事業者との意見交換等を通じ、様々な利活用のアイデア、民間事業者の参入意欲の把握、売却などの市場性の有無、というようなタイトルがある。そういうふうなタイトルに基づいて今回のサウンディング調査をやられたというふうに私は理解しておるんですが、どのような内容だったのでしょうか。まず、伺っておきたいと思います。

○三上事務局長 議長。

○議長（岩崎康朗） 三上事務局長。

○三上事務局長 このたび行いました、うなばら荘のサウンディング型市場調査の結果

についてでございますけども、今回の調査では4事業者から提案を受けまして、それぞれ個別対話をさせていただいたところでございます。このうち、施設などを自社で譲り受けまして新たな用途で運営を行いたいという提案が2者ございましたことから、私どもといたしましては、民間事業者による新たな利活用ですとか、土地、それから建物の譲り受けの可能性もあるものというふうな感触を得ておるところでございます。

○戸田議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 戸田議員。

○戸田議員 サウンディング調査の経過なり内容を伺いましたけれども、私は今の常任委員会の調査も事前にちょっと見たんですけれども、まあ、まとめておられて。2業者でしたか、そのような形があるようなんですけれども。その辺のところを鑑みれば、うなばら荘の市場についてもっとPRしていくべきかな、というふうな観点も私は持っておるんです。その辺のところ、今の付加価値を付けるのはどうかっていう。まあ言葉が適切かどうか分かりませんが、やはり、うなばら荘の価値を高めていくんだというような観点も私は必要だと思いますが、いかがですか。

○三上事務局長 はい。

○議長（岩崎康朗） 三上事務局長。

○三上事務局長 うなばら荘の市場へのアピール、更なるサウンディング調査の実施というふうなお尋ねかというふうに思いますけれども。今回、サウンディング調査をさせていただきました状況ですけれども、御存知のとおり、コロナ禍の状況でございましたけれども、そのような状況にもかかわらず、このたびの調査におきましては、先ほど答弁をさせていただきましたように、民間事業者から、我々の想定する以上にですね、新たな利活用策ですとか、施設についても譲受けを受けたいというような提案がありました。そのようなことから、今回はその調査結果を基に今日の常任委員会でも御報告をさせていただきますけれども、在り方の方針といたしまして、他の事業主体への譲渡に向けた検討を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。で、来年の2月にこの検討結果を取りまとめをさせていただきまして、その後の、例えば他の事業主体へ譲渡というふうになりました場合は、新ためて公募をさせていただいて、事業者のほうの選定の機会というのを設けていきたいです。そのようになるものというふうに考えているところでございます。

○戸田議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 戸田議員。

○戸田議員 最終的に民間譲渡というふうなお触れになったんですけど、そのような形で事務を進めていくという流れだろうと思いますが、で、ここでちょっと視点を変えます。新型コロナによって、今うなばら荘の収入も、報告書を見ましたが、ドーンと落ちています。そういうふうな観点からいけば、今米子市も9月議会で、ある指定管理者のいろんな補正もしたところなんです。そういう中でうなばら荘も、うなばら荘事業

団からいわゆる指定管理者納入金、年間約2,500万でしたか、そういうふうに予算措置をされておられるんですけれども、やはりこのような背景を鑑みれば、やはり私は減額、減免していく必要があるのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○三上事務局長 はい。

○議長（岩崎康朗） 三上事務局長。

○三上事務局長 うなばら荘の指定管理者納入金の減免についてのお尋ねでございますが、令和2年度のうなばら荘の運営状況は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、4月から施設のほうを臨時休館いたしまして、7月に再開をいたしましたが、その後の利用者数ですとか売上高、これは共に前年度に比べ減少しております。そのようなことから、正副管理者会議におきまして、今議員さんからもございましたが、指定管理者納入金、これ2,500万円、年間いただいておりますけれども、その範囲内で減免をする方針を確認させていただいたところでございます。減免額などの詳細につきましては、本年12月までのうなばら荘の経営状況、こういったものを見させていただいた上で判断させていただきまして、来年1月に開催を予定しております組合議会の臨時会におきまして、減免額の詳細などについては御報告をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○戸田議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 戸田議員。

○戸田議員 そういう減免の方針というのは、もっと早く出されて、やはりそういうふうな措置を講じてあげるべきだと思いますよ。米子市なんかでも9月の議会で、9月補正で対応したというような経過があるんですけれども、やはり、そういうふうな面もある程度考えていくべきだと私は思っております。そういうふうな中で、いろいろとそういうふうな事務が今、停滞感が私自身では否めない。そういうふうなところで、私たちも意見を言う場がない。私、議会運営委員会でも進言したんですけど、往時から比べれば本当に特別委員会も開催されない。常任委員会も設置されているものだと思うんですけど、なかなか開催されない。当局もやはり、各それぞれの委員長さんに相談されて、議会に相談されて開催をしてきて、やはり議会と当局と議論を培わせながら関連に意見を言って、いい方向づけができれば私はいいと思うんですよ。なぜか、それが今されないというのは、私はいかなるものかなと思っておる。そういうふうなスキームを、私は大切にしていきたいと思います、いかがでしょうか。

○伊澤副管理者 議長。

○議長（岩崎康朗） 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 閉会中も含めて、もっと委員会の開催等を盛んにしたらという御指摘だというふうに受けとめました。先ほど来お答えをしている、次の一般廃棄物処理施設の建設事務の本格化などなど、重要な事務がこれから進んでまいります。これまでも心

がけてきたつもりではございますが、これから一層、これらの重要事務の進展に応じて、議会とのやり取りをさせていただく場面が増えてくるものと思っております。当然、閉会中も含めて、適宜適切に委員会を開催していただくよう、これは議会運営に係ることでございますので、議長、副議長、あるいは常任委員長さん、あるいは委員会等の副委員長さんとはよく御相談して、適宜適切に開催するように努めてまいりたいと思います。以上です。

○戸田議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 戸田議員。

○戸田議員 20分間、いろいろとありがとうございました。以上で終わります。

○議長（岩崎康朗） 次に、石橋議員。

○石橋議員 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 米子市選出の石橋佳枝です。私は一般廃棄物処理施設整備基本構想について質問いたします。西部広域の一般廃棄物処理施設整備基本構想について、10月末までに西部9市町村の参加が表明されたということです。この構想は、平成13年につくられた構想が基となっており、16年に各市町村でゴミ焼却施設の設置及び管理運営の事務を鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務とするという決議がされたことが基になっていると言われております。しかし、この間およそ20年、議決からもう16年の間に、地球の環境に大きな変化が起こっています。近年、地球温暖化の危機的な状況が顕著になりました。大型台風や豪雨災害などの激甚災害が1年の間に何度も、また複数の地域で起こるようになりました。今や、温暖化の進行を食い止めることは喫緊の課題です。そして、この課題の中の一つがゴミ処理です。このゴミ処理をどうするのかです。しかし今、今年、西部広域が公表し、9市町村全てが参加するとされた構想には、この喫緊の課題に対しての真摯な検討が見られません。そして何よりも、まだ西部広域9市町村の住民が、この基本構想についてほとんど知らされていないことが大問題です。このような理由で、この基本構想に反対する立場で質問をします。今回、西部広域の9市町村が参画を表明された基本構想の枠組みについて西部全域を一体化し、ゴミ処理施設1、不燃ゴミ処理施設1、最終処分場1に、統合するという事に合意した。そして、その3施設を1カ所に集中するかどうか。どの施設をどこにということはまだ未定だというふうに聞いております。この合意とされた内容を、まず確認したいと思います。

○三上事務局長 議長。

○議長（岩崎康朗） 三上事務局長。

○三上事務局長 本年10月末を期限といたしました、広域処理の実施市町村に行いました意向確認の内容についてでございますけども、令和14年度稼働予定の、可燃ゴミ処理施設、不燃ゴミ処理施設及び最終処分場の整備について、それぞれ1施設に集約し、広域処理を実施することについて、西部圏域の全ての市町村が参加を確認し

たものでございます。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 この各市町村の回答というのは、文書で寄せられたものですか。

○安野環境資源課長 はい。

○議長（岩崎康朗） 安野環境資源課長。

○安野環境資源課長 失礼します。文書で送られたものですかという御質問ですけど。

10月30日に、まず、ごみ処理特別委員会の委員の議員の皆様、それから全ての西部広域組合議会議員の皆様に送って、ファックスで…。

○議長（岩崎康朗） 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 私のほうからお答えいたします。文書で、いわゆる参画の確認したかということではありますが。結論から申し上げますと、文書ではしておりません。何故かと申し上げますと、先ほど来、経過を説明しておりますとおり、平成13年の広域化の基本計画以降、基本的には次の期の一般廃棄物の処理施設については、構成市町村全て参画してやるという基本方針でこれまで検討を進めてきた経過がございます。そのため、具体的に令和14年稼働の施設について、現在、基本構想の案が概成したところでございます。その内容は、様々な集約パターンを比較検討した結果、それぞれの施設について1施設に集約することが、最も圏域として効率が高いということを報告した内容になっています。この内容に基づいて今後事務を進めることについて、改めて、当初方針どおり進めることについて、方針を変えられるところはないでしょうか、ということを確認したところであります。したがって、もし方針を変えられるということであれば、その旨文章を出していただくようお願いしましたが、方針を変えられないというのであれば、改めて文書を求めることはしておりません。以上です。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 それでは文書で聞いたり、文書で回答はなかったということなんですね。

○議長（岩崎康朗） 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 各市町村に対しては西部広域のほうから文書を出して、今私が申し上げたようなことで10月末までに方針を決めていただいて、その方針を決められた、もし万が一、まあそれはないとは思っておりますけれども方針を変えるということであれば、文書でお知らせいただきたいということをお願いしております。以上です。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 分かりました。委員会資料で頂いた、返事の中身がちょっとバラバラだったので、確認しただけです。建設運営維持の経費についてですけど、各市町村の負担はどのようになるのでしょうか。割合の基準は何か。人口比なのか、処分量の実績なのか。どういうふうになるのでしょうか。

○三上事務局長 議長。

○議長（岩崎康朗） 三上事務局長。

○三上事務局長 建設費、それから管理運営費の市町村負担金の負担割合についてでございますけれども、建設工事などの事務費の負担割合につきましては、組合分賦金条例に規定をされるごみ処理施設建設事務の負担割合でございます、均等割２０％、人口割８０％。これを基本といたしまして、構成市町村と現在協議をしているところでございます。管理運営費の負担割合につきましては、現在の施設は均等割が２０％、処理実績割、これが８０％となっておりますところでございます。管理運営費につきましては、この割合を基本にということで考えておりますけれども、今後の人口減少などの状況ですとか、社会情勢の変化を踏まえまして、構成市町村と協議し、決定をする予定というふうにしておるところでございます。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 この割合によって、市町村の負担が増えたり、あるいは減ったりするところがあるかもしれませんね。次の質問にいきます。地球温暖化対策のパリ協定のガイドラインでは、廃棄物の抑制と再利用が明記されています。そして、２０１９年、アーバン２０（Urban 20）の東京メイヤーズ・サミットというのがありましたが、そこではSDGsの中の、SDG 12に従って、また、ゼロ・ウェイスト、廃棄ゼロに向けて、２０３０年までに一般廃棄物の最低７０％を埋立て、焼却以外の方法で処理するというコミニケが発表されています。ごみ処理が温暖化対策の中の一つの大きな課題であるという認識の下に、この西部広域の基本構想は作られているのでしょうか。

○三上事務局長 議長。

○議長（岩崎康朗） 三上事務局長。

○三上事務局長 基本構想案におけます地球温暖化対策の課題認識、まあ温室効果ガスの削減についてのお尋ねだと思いますが、地球温暖化対策の必要性につきましては、重要な課題であるというふうに認識をしております、基本構想案におきましても、温室効果ガス対策として発電による二酸化炭素の削減効果を見込んでいるところでございます。発電によります温室効果ガスの削減量は、施設が稼働いたします令和１４年度において、平成３０年と比較して年間で約２，７００トンＣＯ_２の削減量の増を見込んでいるところでございます。

○石橋議員 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 基本構想にも書かれておりますけれども、発電によるＣＯ_２削減量を２０１８年度は１万１，６１５トンＣＯ_２を削減したと。で、令和１４年度の予測値ですよ。それが１万４，３３２トンで、したがってＣＯ_２を２，７００トン削減する効果があるというふうなことはですね、構想にもう既に書かれておりますけれども、その計算式をどうして、

どういう計算でそれが出てくるのかをお答えください。

○安野環境資源課長 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 安野環境資源課長。

○安野環境資源課長 CO₂削減量の計算式についての御質問でございます。現在、西部圏域のごみによる発電を行っております施設は、米子市クリーンセンターのみでございます。次期ごみ処理施設の稼働予定の令和14年度削減量予測値、先ほど申されました1万4,332トンCO₂から、現在の米子市クリーンセンターの平成30年度、これは2018年になりますが、そのCO₂削減量の実績1万1,615トンCO₂、これを差引いたものでございます。以上でございます。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 これ、構想に書いてあるのと全然違う内容なんですね、今お答えになったのは。で、この1万1,615トンがどこから出てきた数字なのでしょうか、ということを実はお聞きしているわけです。その1万1,615トンというその数値、削減されているという数値は、どういうふうに計算がなされているのでしょうか。

○議長（岩崎康朗） 安野環境資源課長。

○安野環境資源課長 失礼いたします。現在稼働中の、米子市クリーンセンターの平成30年度実績、これは年間でございますが、2万3,417メガワットエイチ(MWh)。これが、米子市のごみ処理による発電量、30年度の実績であります。これを中国電力、米子市クリーンセンターさんは西部圏域でございますので、中国電力の二酸化炭素の系数、削減量の系数というのがございまして、これはそれぞれ電力会社さんで違ってはまいります。中国電力の係数を使いまして、これを掛けましたところ、CO₂の削減量1万1,615トンCO₂という計算になります。以上でございます。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 もう一回同じ質問しますけど、最初に言われました発電量2万4,417メガ何とかというふうにおっしゃたものは、クリーンセンターの発電量のことですか。

○安野環境資源課長 議長。

○議長（岩崎康朗） 安野環境資源課長。

○安野環境資源課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 それでは、それは了解しました。それで計算して出てくる数字がこれだということですね。はい、分かりました。次いきます。大型焼却炉で24時間ごみを燃やし続けるという処理方法は、多量のごみを必要とします。ごみの減量に限界があって、CO₂をゼロに近づけられないのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○安野環境資源課長 議長。

○議長（岩崎康朗） 安野環境資源課長。

○安野環境資源課長 24時間連続運転とCO₂の削減に関しまして、24時間ごみを燃やし続ける方法では、CO₂をゼロに近づけないのではないかと御質問であろうと思います。24時間連続運転の目的でございますが、ダイオキシン類の排出削減、これと、先ほどお答えいたしました発電によるCO₂等の温室効果ガスの発生抑制にございます。ごみの減量は当然推進していく必要があると考えておりますが、24時間連続運転とは、全くとは言いませんが異なる問題であると考えております。次期可燃ごみ処理施設の、施設の規模につきましては、施設稼働目標年度でございます令和14年度の圏域のごみ排出抑制目標値、これを定めておりまして、これに基づき、その量に的確に対応した施設を整備するものでございまして、基本構想では24時間連続運転が適切であるとしております。ごみ焼却時の余熱を利用いたしまして効率の高い発電を行うためには、24時間連続運転が必須と考えておりまして、これを行うことにより、CO₂の排出削減につながると考えており、したがって、御指摘のございます懸念はないという具合に私どもは考えております。以上でございます。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 まあ、目標に沿ったものだということでしたけれども、この24時間炊き続けるということになりますと、おのずと必要ごみも出るということはあると思うんです。そこに限界があるという、まあ私の意見です。この構想で、可燃ごみ処理総量の7割近くを占めるのが米子市の排出分になるのだと思いますが、現在、米子のクリーンセンターでは大型焼却炉で軟質プラスチックも燃やし、本来でしたらリサイクルの対象となるような紙、布、革製品など、これの燃焼が、高い温度で燃焼するというようになりますけど、このようなものを燃やしています。この2032年稼働予定というふうに計画されている大型の焼却炉でも、やはりこれらは燃やす方向で考えているんでしょうか。

○安野環境資源課長 議長。

○議長（岩崎康朗） 安野環境資源課長。

○安野環境資源課長 軟質プラスチック等のごみ分別の統一の検討について、次期可燃ごみ処理施設においても軟質プラスチックを燃やすのかという御質問であろうと思います。現状におきましては、市町村の独自性により処理するものといたしておりますが、施設基本設計、これを令和5年度に予定しておりますが、ここで改めまして検討することといたしております。広域処理を推進する上で基本となることは、分別区分の統一でございます。そのため、圏域の中で無駄のない効率的なごみ処理を実施するために、広域処理を行う時期、ごみ処理施設の対象品目は、可能な限り統一することを目指してまいりたいと考えております。なお、次期ごみ処理施設の整備につきましては、議員の言われます4R等の推進に努めるべく、最新事例を参考にいたしまして、循環型社会や低炭素社会の形成に向け、マテリアルリサイクルやごみ焼却に伴いますサーマルリサイク

ル、これを推進する予定としているところでございます。以上でございます。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 先ほど申し上げましたけれど、ごみの処理の方法、7割を、埋める・燃やす以外の方法でやろうというふうに本当に思いましたら、リサイクル4Rを結局、推進、徹底しなければならなくなります。で、マテリアルリサイクルというのは、まあ再利用ということで有効ですけど、サーマルリサイクル、これをリサイクルと言っているのは日本だけです。ごみはの場合燃やすということになるんで、燃やす処理の中に世界では入っています。燃やす限りはCO₂はなりません。そういう意味で、この在り方を考え直さなければ、ごみの減量には限度があるというというふうに。次に伺いますけれど、概要版の巻末の広域化スケジュールにある、循環型社会形成推進地域計画というのがあります。2019年につくられた5カ年計画というのがありますけれど、それはどのような計画なのか。その内容については、この西部広域の議会には報告や議決はされていないのではないのでしょうか。

○三上事務局長 議長。

○議長（岩崎康朗） 三上事務局長。

○三上事務局長 循環型社会形成推進地域計画についてでございますけれども。まずは一般廃棄物の処理につきましては、廃棄物処理法におきまして排出抑制のための方策ですとか、分別区分などを記載した一般廃棄物処理計画を市町村が定め、この計画により処理をするということとされています。お尋ねの、循環型社会形成推進地域計画でございますけれども、この市町村の一般廃棄物処理計画などにあります排出抑制などの計画ですとか、本組合構成市町村の処理施設の整備計画などを記載するものがこの計画でございます。この地域計画に記載した事業を実施する際に、国の交付金が交付されるというような制度になっております。この地域計画に基づき組合が実施する事業については、その事業内容を議会に報告しているかということでございますけれども、この地域計画に基づき組合が実施する事業につきましては、その事業内容を広域市町村圏計画に記載をしております、予算資料といたしまして、議会のほうでは報告をしているというところでございます。今後もこの計画の策定時ですとか、計画の変更が生じた際には、必要に応じまして議会のほうへ報告してまいりたいというふうに考えていたところです。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 国に報告するための計画、というふうに聞きました。5カ年計画という形での報告というのは、議会で聞いたことはなかったというふうに思います。次に、2024年度に立てられるというスケジュールになっております7カ年計画というのがあります。これは議会に提案され、議会の了承を得るべきではないのでしょうか。先ほどの答弁の中にもありましたけれど、令和5年度に、2023年度予定の基本計画のときにで

すね、分別についての見直しが考えられるということです。西部圏域の市町村は統一したいということであれば、各市町村で住民と一緒に分別をどう進めるのかという検討が必要です。それを経て2024年度の7カ年計画ですから、議会に提案し、了承が必要だというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○三上事務局長 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 三上事務局長。

○三上事務局長 繰り返しのご答弁になりますけれども、今後のですね、この計画を策定いたしました際、またもしくは内容の修正等がありました場合は、先ほどの答弁のとおりでございますが、議会のほうに報告をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○石橋議員 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 ごみ処理というのは大変生活に密着した問題で、住民にとっては毎日毎日のことです。住民によく理解して、協力してもらって進めるという必要があるし、そうでなければ、やはりごみの減量化は進まないというふうに考えます。各市町村で今やってる分別などの事情は異なっていますし、まあ状態いろいろあると思います。住民に対しては、この基本構想に書いてあるのは、令和3年度にパブコメの予定というふうになっておりますし、そのようにずっと言われております。でも、そのときのパブコメではなく、各市町村で住民に詳しく説明をして理解を得て、住民の合意の上でのその自治体の計画をつくること。で、それを基に広域の計画を進めるべきだというふうに考えます。米子市はですね、ごみ袋を有料化したときには、各自治会の区ごとの会を総会規模で開いて、市からも何人も出向いてこられて説明を丁寧になされました。西部全域がこの循環型社会を目指すというこの構想では、それよりもさらに丁寧な説明と合意の形成がされるべきではないでしょうか。

○三上事務局長 議長。

○議長（岩崎康朗） 三上事務局長。

○三上事務局長 現在策定を進めております基本構想に対します、住民参画についてでございます。基本構想の策定にあたりましては、先ほど来お話しておりますが、鳥取県西部のごみ処理のあり方検討会ですとか、副市町村長会議、それから正副管理者会議、これらの協議を踏まえまして、構成市町村議会の議員さんで構成をいただいております本組合の議会において、御審議をいただきながら検討作業を進めているところでございます。今後の本議会、あるいは先ほども話がありましたが、ごみ処理施設等調査特別委員会、これを今後、適宜開催させていただきまして、議員の皆様からの御意見をいただきながら、基本構想のとりまとめを進めてまいりたいというふうに考えております。なお、基本構想に対します圏域住民の皆様からの意見聴取につきましては、従来、御説明をいたしておりますが、スケジュールにもお示しをしておりますとおり、来年の6月頃

をめどに、構成市町村を通じまして、住民の皆様幅広くパブリックコメントを実施し、構想案の説明をさせていただき、御意見を伺ってまいりたいというふうに考えておるところです。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 まあ本当に、住民の声をまず聞くというふうなところは本当にありませんね。6月の米子市議会での、この構想についての私の質問に副市長は、平成16年のこの米子市議会において、次のごみ焼却施設の設備運営については西部広域行政管理組合の事務にするという決議が行われた。そのときから、実はこの問題は米子市の手を離れて、西部広域行政管理組合の事務になっております。したがって、もうこの米子市の事務ではありません、というふうなお答えでした。また、先ほど触れられましたけど、西部広域にこの基本構想について、日本共産党が西部の議員団とともに申し入れをしたときには、西部広域は建設とか施設などハードを担当し、ソフト面は各自治体の問題だというふうに、三上事務局長がお答えになった、というわけですが、では、住民はどちらに意見を言えればいいんでしょうか。住民にちゃんと説明をするという責任は誰が負うんでしょうか。どちらの答えも、市民に対して大変無責任ではないでしょうか。

○三上事務局長 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 三上事務局長。

○三上事務局長 広域のほうで、共同処理事務としております次期ごみ処理施設の整備につきましては、先ほど申し上げましたように、基本構想で整備計画構想のほうを策定をさせていただいておりますが、構成市町村とともにですね、地域住民の皆様に対しましては、説明をし、意見を伺ってまいりたいというふうに考えております。

○石橋議員 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 先ほども触れましたように、各市町村で、住民参加で循環型社会の取組、減量化の計画ができてから、この構想の基本計画を進めるのが本当ではないでしょうか。先に建設ありきでは、市町村の取組や実態との矛盾が拡大する。大きな投資をして、それが無駄になったり、または減量化の足かせになるのではありませんか。

○三上事務局長 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 三上事務局長。

○三上事務局長 施設の建設計画の策定と循環型社会の取組ですとか減量化、このような取組との関係ということでのお尋ねかと思いますが、一般廃棄物の処理につきましては、圏域住民の生活環境を保全するために欠くことができない重要な施策でありまして、次期ごみ処理施設の建設につきましては、先ほど来、申し上げておりますけれども、平成13年度に広域化の基本計画が策定されて以来、既存施設の延命化ですとか市町村間の処理委託などを行いながら、令和14年度の稼働を目標に事務を西部圏域一体となっ

て進めているというところでございます。また、ごみの減量化ですとか、分別の取組につきましても、この間、国、県の計画を踏まえまして、構成市町村の一般廃棄物処理計画などにおいて推進をされておるところでございます。本組合の基本構想におきましても、一般廃棄物処理基本計画等に基づきまして、令和14年度、稼働時ですけれども、このごみの排出抑制目標量を推計いたしまして、適切な規模の施設の整備を計画しており、基本構想に掲げているところでございます。なお、施設整備に係ります最終的なごみの排出抑制目標量、これにつきましては、令和5年度に予定をしております施設基本設計の策定の際に改めて検討をさせていただくということで考えております。

○石橋議員 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 やはり、順序が逆だといいますか、住民不在だといいますか。住民に相談するとか、意見を聞くというふうなところが本当に見えません。自治体の仕事は、住民本位で住民の暮らしや環境を守ることだというふうに思います。住民をそっちのけにした構想や計画はあり得ないというふうに考えます。基本構想そのものも住民に問うべきです。このように住民に知らせず、各市町村のこれからの取組も具体化されないまま、具体化によるごみの処理量の推計もないまま、大型施設建設ありき。既に枠だけを決める。こういうふうに進めることは非常に問題だと指摘をして、質問を終わります。

議長（岩崎康朗） 以上で、通告による一般質問は終わりました。ほかにないものと認め、一般質問を終結いたします。

~~~~~

## 第7 議案第11号～議案第14号

**議長**（岩崎康朗） 次に、日程第7、議案第11号から第14号までの4件を一括して議題といたします。これより、4件に対する質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。戸田議員。

**○戸田議員** 議長。

**○議長**（岩崎康朗） 戸田議員。

**○戸田議員** 議案第11号、鳥取県西部広域行政組合一般職の職員の特殊勤務手当について伺いたいと思います。この内容については、国のほうから令和2年3月18日付で通知があったと。6月には県のほうで条例改正をされたというふうに、私は伺っております。そうした背景がある中で、この11月議会までこのような対応をするというのは何か根拠があるのか、どのような関係なのか、そういう適切だったのか。その辺のところを伺っておきたいと思います。

**○藤山消防局長** 議長。

**○議長**（岩崎康朗） 藤山消防局長。

**○藤山消防局長** 議員御指摘の、本条例の改正時期についての適否のお尋ねでございます。令和2年3月18日付で、特殊勤務手当の特例に関する人事院規則が改正されまして、以来、順次作業場所の要件の変更等が、随時変更されてきたものでございます。このような中、鳥取県におかれましては、本年6月の鳥取県議会定例会におきまして、国と同内容の特殊勤務手当に関する条例が改正されたところでございます。また、県内の対応状況を調査いたしましたところ、鳥取中部ふるさと広域連合におきましては、今後の条例改正に向けて対応中との結果が得られたところでございます。さらに、国、県の手当てがどこまで遡るか、遡及適応される規定を踏まえまして多角的に検討してまいった結果、直近の本組合議会定例会に議案を上程させていただき運びとなったところでございます。

**○戸田議員** 議長。

**○議長**（岩崎康朗） 戸田議員。

**○戸田議員** 私が質問したいのは、そういうふうな背景がいろいろの中で、この11月定例会が適切であったかどうかという、あなた方の考え方、判断を伺いたいんですよ。局長さん、考えてみて下さい。消防職員は命を賭して、西部圏域24万人の方々の身体、生命、財産を守っていただいておりますよ。そういう中で、コロナ禍で、大変な業務を強いられてる。そういうふうな状況を鑑みれば、私は何を国がこういう政策誘導されたかって中身を聞いたんですけど。やはり、対価をもってある程度、緩和をしておる。やっぱりそういうふうな総合的な判断すれば、職員の士気の低下につながっていくのではないかというふうに私は危惧しております。そういうような士気の高揚化を堅持するというような観点から、もっと早く迅速的にこの条例改正をするというような考え方はなかったのか、最後もう一回伺って。もう一つは、300人余の職員の士気は堅持されておらんのか。その辺のところを、消防局長として伺っておきたい。

**○議長**（岩崎康朗） 藤山消防局長。

**○藤山消防局長** はい。職員の士気についてのお尋ねでございますが、職員の感染リスクを払拭するため、活動時のオーバートリアージ、より安全にということで、感染防護衣等の装着の徹底及び消毒の強化を図るとともに、常時、消防局のバックアップの即応体制を取っているところでございます。また、新型コロナウイルスに関する情報提供、そして情報伝達を強化いたしまして、職員の不安を解消し、士気の高揚に努めてまいったところでございます。

**○議長**（岩崎康朗） 以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はございませんか。ほかにないものと認め、質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第11号から第13号までの3件につきましては、お手元に配付しております付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。お諮りいたします。議案第14号につきましては、7名の委員をもって構成する、決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○議長**（岩崎康朗） 御異議なしと認めます。よって、7名の委員をもって構成する、決算審査特別委員会を設置することに決しました。ただいま設置されました、決算審査特別委員会の委員の選任については、組合議会委員会条例第5条第2項の規定により、1番 今城議員、2番 国頭議員、4番 戸田議員、9番 足田議員、10番 井藤議員、13番 幸本議員、15番 小谷議員、以上7名を指名し、選任いたします。委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午後2時26分 休 憩

午後5時25分 再 開

**○議長**（岩崎康朗） 休憩前に引き続き、会議を開きます。この際、御報告いたします。先ほど休憩中に、正副委員長の互選が行われました結果、総務消防常任委員長に小谷議員、副委員長に石橋議員が、民生環境常任委員長に今城議員、副委員長に幸本議員が、また、決算審査特別委員長に国頭議員、副委員長に足田議員が、それぞれ決定した旨の届出がありましたので御報告いたします。これより、3件の議案について、各委員会の審査報告を求めます。初めに、総務消防常任委員会の審査報告を求めます。小谷委員長。

**○小谷委員長** 議長。

**○議長**（岩崎康朗） 小谷委員長。

**○小谷委員長** 15番 小谷です。総務消防常任委員会の審査報告をいたします。当委員会に付託されました議案1件について、先ほど、委員会を開き審査をいたしました結果、議案第11号、鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で審査報告を終わります。

**○議長**（岩崎康朗） 次に、民生環境常任委員会の審査報告を求めます。今城委員長。

**○今城委員長** はい、委員長。

**○議長**（岩崎康朗） 今城委員長。

**○今城委員長** 民生環境常任委員会の審査報告をいたします。当委員会に付託されました議案2件について、先ほど、委員会を開き審査をいたしました結果、まず、議案第12号、鳥取県西部広域行政管理組合浄化場条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第13号、鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場の指定管理者の指定については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で審査報告を終わります。

**○議長**（岩崎康朗） 以上で、委員長の報告は終わりました。それでは、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。別にないものと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。別にないものと認め、討論を終結いたします。これより、3

件の議案を順次採決いたします。初めに、議案第11号、鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○議長**（岩崎康朗） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、議案第12号、鳥取県西部広域行政管理組合浄化場条例の一部を改正する条例の制定についてを、採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○議長**（岩崎康朗） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、議案第13号、鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場の指定管理者の指定についてを、採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○議長**（岩崎康朗） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。お諮りいたします。先ほど、決算審査特別委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありました。この際、本件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○議長**（岩崎康朗） 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~

日程追加 閉会中の継続審査

○議長（岩崎康朗） それでは、閉会中の継続審査についてを、議題といたします。議案第14号について、決算審査特別委員長から、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。お諮りいたします。本件については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○議長（岩崎康朗） 御異議なしと認めます。よって、本件については、閉会中の継続審査とすることに決しました。

~~~~~

閉 会

**○議長**（岩崎康朗）　以上で、本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。これをもちまして、令和２年１１月鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を閉会いたします。

**午後５時３１分　閉　会**



地方自治法第 292 条において準用する同法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

鳥取県西部広域行政管理組合議会議長      岩   崎      康   朗

鳥取県西部広域行政管理組合議会副議長      森   岡      俊   夫

同                      議員      中   田      利   幸

同                      議員      杉   谷      洋   一